

令和4年度採用

宮代町会計年度任用職員 募集要項

通常任用

●募集職種

交通指導員

※他の業務で令和4年度採用宮代町会計年度任用職員（通常任用）の任用が決定しており、その任用期間が今回募集する内容の任用期間と重複する場合は応募できませんのでご注意ください。

1 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員は、1会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）で勤務する非常勤職員です。

一般職の地方公務員としての身分を有するとともに、職務に専念する義務等の服務規律が適用されます。

2 応募資格

以下に掲げる地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は、応募できません。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 宮代町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、職種により、資格等が必要になる場合があります。

3 募集内容等

次の表に掲げる応募資格、任用期間、職務内容、勤務日時等で募集を行います。

なお、採用人数については、選考の結果、募集人数に満たない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

| | | | |
|-----------|---|------|--------------|
| 募集番号 42 | 交通指導員 | 受付窓口 | 町民生活課 危機管理担当 |
| 任用形態 | パートタイム | 募集人数 | 3人 |
| 応募資格 | 普通自動車運転免許証を有する人 | | |
| 任用期間 | 令和4年4月1日以降の任用の日から令和5年3月31日まで | | |
| 業務内容 | ・児童の登校時における交通安全指導 ・交通安全運動啓発活動 ・イベント開催時の交通安全指導 | | |
| 勤務場所 | 宮代町内各小学校通学路（朝の交通指導時）、宮代町内各小学校（交通安全教室時）、その他宮代町内（イベント、定例会） | | |
| 勤務日及び勤務時間 | 1週間の勤務日 月曜日から金曜日までの5日 1日の勤務時間 7時から8時まで（1時間） または7時15分から8時15分まで（1時間） 休憩時間 なし | | |

| | |
|-------|--|
| | 1週間の勤務時間 計5時間 ※その他、交通指導、交通安全運動等での勤務あり ※小学校の夏休み、冬休み、春休みの期間（登校日を除く）は除く |
| 休日等 | 土日祝日（登校日を除く）、令和4年12月29日から令和5年1月3日まで |
| 給与・報酬 | 時給 1,468円 期末手当 なし |
| 社会保険等 | 社会保険 なし 雇用保険 なし |

※表中「任用形態」欄について

「フルタイム」 ⇒週の勤務時間が 38 時間 45 分

「パートタイム」⇒週の勤務時間が 38 時間 45 分未満

4 申込手続き

- (1) 申込期限 随時募集を受け付けています。
ただし、合格者が募集人員に達した時点で受付を終了します。
- (2) 申込場所 「(3) 提出書類」にある書類を**持参または郵送**
※郵送の場合は、簡易書留、申込期限内必着

| 場 所 | 住 所 | 受付時間 | 閉庁日 |
|---|--------------------------|--------------------|---------------------------------|
| 宮代町役場 町民生活課危機管理 担当 〔役場 2階 1 5 番〕 | 〒345-8504 宮代町笠原 1-4-1 | 8 時 30 分～17 時 15 分 | 土日祝 年末年始 (12/29 ～ 1/3) |

- (3) 提出書類 ①**令和 4 年度採用 宮代町会計年度任用職員申込書**
※提出された書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 選考日程 日時及び会場については、個別に担当課から通知します。
- (5) 選考方法 **面接試験**
- (6) 選考結果 個別に選考の合否について通知します。

5 勤務条件等

- (1) 任用期間
任用の日から令和 5 年 3 月 3 1 日までです。
なお、任用後 1 か月間は、「条件付採用期間」となります。（実際の勤務日数が 1 5 日に満たない場合には、その日数が 1 5 日に達するまで期間が延長されます。）
- (2) 服務
地方公務員法に基づき、次の服務規律が適用されます。
なお、勤務成績が良くない場合、公務員としての適格性を欠く場合、心身の故障等により勤務ができない場合は、分限処分を行う場合があります。また、法令違反

等の非違行為があった場合は、懲戒処分の対象となります。

- *サービスの宣誓
- *法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- *信用失墜行為の禁止
- *秘密を守る義務
- *職務に専念する義務
- *政治的行為の制限
- *争議行為等の禁止
- *営利企業への従事等の制限（パートタイム会計年度任用職員は適用外）

(3) 給与・報酬等

・任用形態ごとに、以下の給付があります。

| 任用形態 | 給付の種類 |
|--------|--|
| パートタイム | 報酬（地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給の相当額の報酬を含む）、期末手当（※2）、費用弁償（通勤費相当額）（※1） |

※1 交通用具を利用し、通勤距離が片道2キロメートル以上の場合に支給されます。

※2 1週間の所定労働時間が15時間30分以上で、任用期間が6か月以上の場合に、6月と12月に支給されます（年2.55月分。初年度は1.6575月分）。

・給与改定等により、給与、報酬額が変わる場合があります。

(4) 休暇等

年次有給休暇の他、結婚、忌引、病気休暇などがあります。

※勤務条件によって休暇の種類や日数の付与は異なります。

(5) 社会保険等

加入要件を満たす場合には、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

(6) 公務災害

町の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかの適用があります。

6 問合せ先

○制度全般に関すること

宮代町 総務課 庶務職員担当 TEL 0480-34-1111（内線 202）

○募集内容に関すること

・宮代町役場 町民生活課 危機管理担当 TEL 0480-34-1111（内線 277）